

避難勧告等の発令基準の特例運用の変更について

○ 変更の概要

(理由) 応急対策が進み、一部の区域において、高齢者等の安全な避難が可能となったため。

地区	内 容	応急対策の状況
天応	対象全区域で終了	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大屋大川，背戸の川等に埋塞していた土砂・岩石・流木等の撤去が概ね完了 ・ 流水を適切に水路等に誘導する土のうの設置の終了
吉浦	対象区域を縮小 (長谷町は，終了)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 梅木川，水路等に埋塞していた土砂・岩石・流木等の撤去が概ね完了 ・ 流水を適切に水路等に誘導する土のうの設置の終了
安浦	対象区域を縮小 (安浦町大字女子畑，安浦町大字赤向坂，安浦町大字下垣内，安浦町水尻1丁目は終了)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当区域の中畑川，水尻川等に埋塞していた土砂・岩石・流木等の撤去が概ね完了 ・ 流水を適切に水路等に誘導する土のうの設置の終了
音戸	変更なし	

※ 変更後の吉浦地区，安浦地区の発令基準の特例運用は，添付のとおりです。

○ 変更後の発令基準の運用開始時期

平成30年9月18日(火) 15時から

○ 周知方法

- ・ ホームページに掲載
- ・ 防災情報メールに配信
- ・ 該当地区に防災行政無線で放送
- ・ 各支所に配布，掲示
- ・ 自治会長に連絡

○ その他

- ・ 今回，特例の基準の避難準備・高齢者と避難開始の判定基準のうち，7月豪雨災害後の降雨と河川の状況から，流域での時間雨量を削除しました。
- ・ 今後も防災工事等の対策の進捗状況により変更していきます。